

消 火 栓 使 用 届

令和 年 月 日

丹波市長 様

届出者 自治会名
住 所
氏 名
電 話（携帯）
消 防 分団部名
部長(班長)名

丹波市給水条例施行規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、消火栓の使用をした
いので届出します。

使 用 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使 用 場 所	
使 用 目 的	取 扱 訓 練・機 能 訓 練 消 火 訓 練・貯水槽補充 その他 ()
開閉責任者	
添 付 書 類	位置図（様式は任意）

(注意)

消火栓は、各水道施設の機能に応じて、給水及び非常時に支障の起こらない
範囲で使用してください。

使用に際しては、裏面の事項に充分留意してください。

消火訓練時における消火栓の使用方法と注意点
<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/suidoka/oshirase/10241.html>



消火栓の管理及び使用について

- (1) 消火栓は、火災時の初期消火のための消防施設であり、火災時または訓練時、消防業務時以外の使用は禁じられています。(消防法第 18 条)
- (2) 火災時を除き、訓練及び消防業務の場合であっても、消火栓の使用が水道施設の能力を超えない範囲内で使用しなければならないため、文書による届出が定められています。(丹波市給水条例施行規程第 19 条第 3 項)
- (3) 消火栓を訓練時で開け閉めするときは、徐々に開け閉めしてください。また、使用量は最大約 4 m³/時間程度としてください。急な開け閉めや多量の放水により、濁水を発生させることがあります。
- (4) 消火栓の訓練及びその他の使用、並びに点検整備については、消防団を中心をお願いします。なお、消火栓使用等に関する責任は各自治会に帰属します。
- (5) 消防団の計画により消火栓訓練等を実施される場合は、上記の(2)の届出のほか、事前に消防団長あて文書により届出をしてください。(書式は別途とする)
- (6) 本届出は提出した時点で手続きが完了となります。なお、手続き完了後の連絡を希望される場合は、下記にチェックを入れてください。
☐ 連絡を希望する

※約 4 m³/時間の量とは、秒速換算の場合、約 10 秒で 10L バケツが一杯になる程度を指します。